別記様式第五（第八条の五関係）　　　　申請者の連絡先

|  |
| --- |
| 制 限 外 引 の 許 可 申 請 書年　　月　　日　宮崎県公安委員会　殿 住所　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　 |
| 申請者の免許の種類 |  | 免許証番号 |  |
| 引する自動車 | 種 類 |  | 番号標に表示されている番号 |  |
| 引される車両 | 種 類 |  | 台 数 | 台 |
| 引の全長 | ｍ | 運 搬 品 名 |  |
| 引の方法 |  |
| 引の年月日時 | 年 　月　 日　 時から　 年　 月　 日　 時まで |
| 引の経路 | 出 発 地 | 経 由 地 | 目 的 地 |
|  |  |  |
| 通行する道路 |  |
| 第 　　　　　　　号制 限 外 引 許 可 証上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 条　　件 |  |

年　　　月　　　日 宮 崎 県 公 安 委 員 会 印 |

備考用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。